

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、佐賀地方法務局長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成25年2月15日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(不動産登記法第14条第1項地図作成)
- 2 作業期間 平成25年2月1日から平成26年3月31日まで
- 3 作業地域 佐賀市西与賀町大字厘外北部及び本庄町大字本庄西部